

企業繁栄のアドバイザー

未来税務会計ニュース



早めの確定申告にご協力ください。
お願い申し上げます。

- (1) 令和元年10月1日より、消費税が8%から10%に引き上げられ、同時に軽減税率8%が導入されました。何が軽減税率の対象になるのか、8%と10%の取引に間違いがないか調べながら決算をするのに非常に時間が取られます。出来たら10%で統一をしてもらいたいと税理士会では要望をしておりましたが国会で通りませんでした。そこでどうか皆様に早め早めにご準備して下さることを切にお願い申し上げます。
- (2) 事務量が多く、複雑で分かりにくくなったところがありますので消費税分の作業時間だけどうか少しでも値上げをさせて頂きたく御理解と御配慮の程重ねてお願い申し上げます。
- (3) 3月からの書類につきましては特別料金を頂くことをご理解下さい。その理由は、夜遅くまた日曜日でも働いておりますと今人手不足なのに人が採用出来ません。その上ブラック企業と言われる益々悪くなってしまえばかりです。何より依頼者の利益を守ることが時間の制約上出来なくなるからです。人手不足で倒産するケースが増加しています。何卒宜しくお願い申し上げます。

税金を納めたら、今の税金の使い方を皆様一人一人が考えましょう。西田からひとつの見方です。

- (1) 消費税の免税事業者であった人でも令和元年の申告より消費税を納付する人が出てきます。令和5年(2023年)10月からインボイス方式が導入されますと、売上高1,000万円未満の人々は取引が出来なくなり、事業を廃業するか、働きに出るかなくなってはいけなくなり経済活動は縮小していくでしょう。お金持ちと貧乏人の差は拡大していくばかりです。特に農業は深刻です。

別紙資料の①をご参照ください。(2019年2月ZEIMOより)

- ① 零細農業が排除される可能性
- ② 中小農業法人の経費が増える
- ③ 零細中間業者の淘汰



日本の農産物高くても買ひましょう。それは日本の自然環境と生命、健康等を守ることです。(日本の農産物を高く買う国民運動連盟)

- ④ 日本の食の問題である
- (2) 日雇い労働者や時給で働いている人は働き方改革で働けなくなっています。収入が減少し、消費税は上がる、一体どうやって生活をしていけばよいのでしょうか？公務員の為の改革ではないかと思えます。
- (3) 平成元年消費税導入の動機は、その当時所得税最高税率70%(住民税合わせて85%程)・法人税率43%(地方税合わせて50%程)で、これではたまらない皆に平等に負担してもらいたいということで始まりました。最初は3%→5%→8%→10%と変動していったのですが、所得税と法人税は所得のある者(社)が負担をします。所得の少ない人は負担が少ないのですが、消費税は所得に関係ありませんので極端に言えば貧しい人でも負担しなければなりません。消費税率が上がっていくほど所得の格差が広がっていくことになります。貧しい人はより貧しくなるのです。
では、もし消費税がなかったら国の財政収入と歳出はどうなったのでしょうか？
- ① 別紙資料②の一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移をご覧ください。消費税が導入されたのは平成元年からです。それまでは収入と歳出の差は現代のように開いておりません。平成元年はバブル経済でしたので銀行からの借入利率も8%でした。今では考えられないことです。
- ② 消費税を廃止したら所得税や法人税をあげる。一体どこまであげたらいいのか？
平成31年度予算の歳入 (別紙資料③をご参照ください)
イ) 所得税19兆9,340億円(19.6%)→これに10兆負担させる約20兆円を30兆円にする。所得のある人には負担してもらうこと。昭和63年の所得税率は最高70%住民税合計で約85%~90%、現在は最高税率45%住民税合計で55%。高額所得者の生活費は1年間で1億円も使わないでしょうから思い切って上げる。1.5倍を目途に作成する。
ロ) 法人税12兆8,580億円(12.7%)→これに10兆負担させる約13兆円を23兆円にする。法人税は大企業が大きく利益を出している。その内部留保や売上高に対して1%を課税する。中小企業には課税しない。
I. 大企業50社の売上高(2019年9月27日日本経済新聞より) 総合計すると319兆5,370億円

- 約320兆円×3%=9.6兆円
- II. 中小企業と大企業の本数は別紙資料④の通りである。大企業が11,157社あり、仮に11,157社が売上高1,000億円だとすると総額で1,115兆7,000億円となるため売上高に1%の課税で10兆円は確保できる。売上税は故中曽根内閣の時に公表されたことがある。
 - III. 昭和62年の法人税率43.3%(県市民税合わせ50~55%程)令和元年の法人税最高税率23.2%(県市民税合わせ30%程)法人税率を上げて内部留保している法人に課税すれば10兆円は増加する。
 - ハ) その他10兆3,110億円(10.2%)→これに4兆負担させる約10兆円を15兆円にする。

以上のように消費税を上げなくてもやり方次第で税収入は確保することが出来ます。消費税がないならば経済活動はもっともっと繁栄することでしょう。次回は支出、歳出について調べてご報告させていただきます。

『確定申告に必要な書類』をお知らせします

確定申告時期に入りました。昨年の12月に当事務所より「確定申告のご案内」を送付しておりますが、改めて『確定申告に必要な書類』をお知らせ致します。

なお、2月29日を過ぎましてのご依頼につきましては、特別料金を頂きますので、何卒ご理解下さいますよう重ねてお願い申し上げます。余裕を持った適正な申告を行うため、皆様のご協力をよろしくお願いします。

詳しくは送付いたしました「確定申告のご案内」をご覧ください。担当者までお問い合わせください。

1. 所得金額の計算に必要なもの

- ① 売上帳簿、収入明細(請求書、領収証、仕切り書等)
- ② 仕入帳、経費帳等、支払明細(請求書、領収証、JA購買等)
- ③ 現金出納帳、預金通帳のコピー、手形帳等
- ④ 棚卸表(在庫表)
- ⑤ 給与台帳(給与支払明細)
- ⑥ 牛の売却証明書
- ⑦ 固定資産税・不動産取得税の明細書、納付領収証
- ⑧ 源泉徴収票

※他に給与・年金(農業者年金も含まれます)・報酬を受け取られている方等



令和5年インボイス方式消費税導入されたら、零細企業・農林水産業は生きていけなくなるのではないかと？

2. 所得控除に必要なもの

- ①扶養親族の氏名・生年月日・所得の有無・同居の有無
- ②配偶者の氏名・生年月日・所得の有無
- ③生命保険・地震保険料の控除証明書
- ④小規模企業共済掛金の証明書(領収証)
- ⑤健康保険料の支払金額、国民年金等の控除証明書



3. 申告に必要なもの

- ①所得税確定申告書・決算書・消費税申告書等
※昨年電子申告されていない方のみ届きます
- ②納付書(振替納税をされていない方のみ届きます)
- ③前年度の確定申告書・決算書の控え

4. 住宅ローン控除を利用される方

- ①土地・家屋の登記簿謄本(登記事項証明書)の原本
- ②土地建物の売買契約書・工事請負契約書、増改築の場合は増改築工事証明書のコピー
- ③住民票の原本(平成31年1月1日以降のもの)
- ④金融機関から交付を受けた「住宅取得に係る借入金の年末残高証明書」の原本
- ⑤源泉徴収票の原本

5. 医療費控除・寄付金控除及び雑損控除を利用される方

- ①医療費控除の明細書・健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」
- ②セルフメディケーション税制の適用を受けられる方は領収証又は明細書
- ③保険会社・市町村役場等からの医療費補填金、保険金等の明細
- ④寄付金の証明書(寄付した団体等から交付されたもの)
- ⑤源泉徴収票
- ⑥り災証明書及び災害復旧費用の領収証等

6. 平成31年中に土地、建物等を譲渡、贈与等された方

- ①土地・建物等の譲渡契約書(コピー)・収用等証明書
- ②譲渡代金の入金明細(通帳、証書等)
 - ③ 取得費等の明細、譲渡費用の明細
 - ④ 相続税の申告書控え(延納・物納申請書も)
 - ⑤ 源泉徴収票



住宅借入金控除(住宅ローン控除)の特例措置

住宅の取得等で特別特定取得に該当するものをし、かつ、その住宅の取得等をした家屋を令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合において、控除の適用期間を現行の10年間から13年間へと3年延長することとされました。

確定申告納期限について



確定申告の時期となりました。期間内(令和2年の場合は3月16日まで)に確定申告できなければ「期限後申告」となります。遅れた日数分、延滞税(年利最高14.6%)をあわせて支払う等場合によっては無申告加算税(最高20%)を納める必要が生じます。延滞税や無申告加算税は、本来の納税額に上乗せして納付する罰則的な税金です。

青色申告の方は、確定申告の期限に遅れると、青色申告65万円控除が受けられなくなるなどのペナルティが課されます。

税目	確定申告の相談と申告書の受付期間	納期限	振替日振替納税の場合
所得税及び復興特別所得税	令和2年2月17日(月)～ 令和2年3月16日(月)	令和2年3月16日(月)	令和2年4月21日(火)
個人事業者の消費税及び地方消費税	令和2年1月6日(月)～ 令和2年3月31日(火)	令和2年3月31日(火)	令和2年4月23日(木)
贈与税	令和2年2月3日(月)～ 令和2年3月16日(月)	令和2年3月16日(月)	

参照HP: 政府広報オンライン
<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201301/1.html>

ソリマチ会計王・給料王 なんでも無料相談会

当事務所お客様限定にて、ソリマチ製品をご検討中の方にご使用中の疑問等、なんでも“無料”かつ“個別対応”でお答えします。※先着制



日時: 令和2年3月14日(土)
場所: 未来税務会計事務所3階会議室
時間: ①10:00~11:00 ②14:00~15:00

メールでの申込となりますのでご注意ください!!
申込先: mirai2030-ide@memoad.jp 担当: 出(イデ)



チラシ配布希望者は担当者まで♪

製作・発行: 税理士法人 未来税務会計事務所
〒862-0933 熊本県熊本市東区小峯1-1-106
Tel: 096-368-2030 / Fax: 096-368-4639
<http://www.mirai-town.net/>

企業シリーズ: 274

道の駅 清和文楽邑

清和文楽館

清和文楽は江戸時代末期の嘉永年間(1850年頃)、山都町(旧・清和村)を訪れた淡路の人形芝居の一座から浄瑠璃好きな村人が人形を譲り受け操り方を習ったのが始まりとされています。地域のお宮の農村舞台で奉納芝居を上演したり、各地の行事に招かれたりするなど伝承してきました。昭和54年、清和文楽人形芝居が熊本県の重要無形文化財に指定されました。平成4年には、九州唯一の人形浄瑠璃専用劇場「清和文楽館」が建設され、毎年200回程の公演を行っています。



※写真 明智光秀が主人公の『絵本太功記』

1月26日/2月9日・23日/3月8日・22日

定期公演 午後1時30分 開演

◇7月~11月 毎週日曜日 ◇12月~6月 第2・第4日曜日

※予約公演は、本公演30名様以上・ミニ公演10名様以上ご希望の日時に承ります。

清和物産館

清和物産館では、地元で収穫された旬の野菜や山菜、椎茸、筍などの乾物などを販売しています。清和特産の栗を使った栗饅頭「栗笑い」や「栗ようかん」が人気です。また、食堂では地元の食材をふんだんに盛り込んだ郷土料理や「お芝居弁当」が大好評です。



【お問合せ先】

清和文楽館 0967-82-3001 清和物産館 0967-82-2727
〒861-3811 熊本県上益城郡山都町大平152

ホームページ <http://seiwabunraku.hinokuni-net.jp/>

詳しくはお問い合わせください。

